

平成 24 年 7 月 30 日

**証券会員制法人 札幌証券取引所による
パブリックコメント（意見提出手続）実施について**

本所は、信用取引等に係る委託保証金の計算方法等についての見直しを行います。概要は次のとおりです。

「信用取引等に係る委託保証金の計算方法等の見直しについて」
(別紙参照)

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記のうえ、下記要領にて、平成 24 年 8 月 29 日（水）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ (<http://www.sse.or.jp/>) において掲載しているほか、下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限

平成 24 年 8 月 29 日（水）

2. 提出方法

郵送、ファクシミリ

3. 宛 先

住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1

証券会員制法人 札幌証券取引所 総務部

F A X : 0 1 1 - 2 5 1 - 0 8 4 0

4. 意見等処理方法

平成 24 年 8 月 29 日（水）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

信用取引等に係る委託保証金の計算方法等の見直しについて

平成24年7月30日
証券会員制法人 札幌証券取引所

項目	内容	備考
1. 趣旨	<p>今般、「金融商品取引法第百六十二条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令」(以下「内閣府令」といいます。)に定める信用取引に係る委託保証金の取扱いについて、信用取引の委託保証金に係る計算の基準となる時点を、受渡日から約定日に変更できることとする見直しが予定されています。</p> <p>本所としては、内閣府令の改正にあわせて、委託保証金の計算方法について、以下のとおり見直しを行うこととします。</p>	<ul style="list-style-type: none">金融庁は平成24年7月10日から、8月9日までの間、パブリックコメントの募集を行っています。
2. 概要	<p>現在、顧客が信用取引に係る委託保証金として差し入れた金銭又は有価証券は、当該信用取引の反対売買及び現引き又は現渡しによる弁済の申し出（以下「弁済の申し出」といいます。）がされても、原則として、その決済が終了する前に、これを引き出させ又は他の信用取引の委託保証金に充当することはできないとしています。</p> <p>今般の内閣府令の見直しを踏まえ、弁済の申し出がされた信用取引に係る委託保証金については、当該弁済の申し出がされた日から、これを引き出させ又は他の信用取引の委託保証金に充当することとします。</p> <p>また、信用取引及び発行日決済取引に係る有価証券の約定価額に対する受入保証金総額の割合（以下「預託率」といいます。）が維持率を下回った場合には、顧客は委託保証金の追加差入れが必要となります。会員の顧客に対する信用供与の総額を縮小させることや決済損金を差し入れることにより、追加差入れに代替する手段についても整備するものとします。</p>	
(1) 委託保証金の引出し等について		

項目	内 容	備 考
a. 金銭又は代用有価証券の引出し	<ul style="list-style-type: none"> 受入保証金の総額から、信用取引に係る未決済勘定の約定価額に 100 分の 30 を乗じた額を控除した額について引き出させる場合には、計算の基礎となる約定価額から、弁済の申し出がされた有価証券の約定価額を、当該弁済の申し出がされた日から差し引くことができるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 委託保証金が差し入れられている信用取引に限ります。 現引き又は現渡しによる弁済の申し出については、当該現引き又は現渡しに係る金銭又は有価証券が会員にあらかじめ差し入れられている場合に限ります（下記 b. 及び（3）も同様の取扱いとします。）。 未決済勘定の一部を決済するために委託保証金を引き出す場合は、計算の基礎となる約定価額から、決済する未決済勘定の約定価額に加えて、弁済の申し出がされた他の未決済勘定の約定価額についても、差し引くことができることとなります。
b. 他の信用取引の委託保証金への充当	<ul style="list-style-type: none"> 反対売買による弁済の申し出がされた場合に加え、現引き又は現渡しによる弁済の申し出がされた場合においても、当該弁済の申し出がされた日から、当該弁済に係る有価証券の約定価額を、顧客の信用取引に係る一切の有価証券の約定価額から差し引くことができることとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 信用取引が行われた日に当該信用取引の弁済の申し出がされた場合でも、同日に行われた他の信用取引に係る委託保証金に充当できることとなります。
(2) 反対売買による利益額の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> 反対売買による利益額を委託保証金として差し入れることにつき顧客の同意がある場合には、反対売買による弁済の申し出がされた日から、信用取引に係る受入保証金の総額に当該利益額を加算して計算することができます。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該利益額を、上記（1）a. により引き出せることができる額は、現に差し入れられている金銭の額又は有価証券の評価額を限度とします。 有価証券の相場の変動に基づく利益が損失を上回る額に相当する額について

項目	内 容	備 考
		<p>は、現行どおり、加算して計算することができないこととします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客の信用取引に係る有価証券の相場の変動に基づく損益は、現行どおり、当該有価証券の約定価額と計算する日の前日の時価により評価した価額との差損益とします。
(3) 維持すべき委託保証金額の計算について	<ul style="list-style-type: none"> 反対売買による弁済の申し出がされた場合に加え、現引き又は現渡しによる弁済の申し出がされた場合においても、当該弁済の申し出がされた日から、当該弁済に係る有価証券の約定価額を、預託率を算定する際の計算基礎となる未決済勘定の約定価額から差し引くことができることとします。 預託率が維持率を下回る受入保証金の損失計算が生じた日から起算して3日目までに、弁済の申し出又は損金相当額の差入れがされた場合には、当該弁済の申し出がされた有価証券の約定価格に100分の20を乗じた額、又は当該差入れのあった損金相当額を、追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができるものとします。 預託率が維持率を下回る受入保証金の損失計算が生じた日から起算して2日目までに、委託保証金の差換えの申し出がされた場合で、新たに差し入れられる金銭の額又は代用有価証券の評価額が差換えを行う金銭の額又は代用有価証券の評価額を超過するときは、当該超過額を追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができるものとします。 	
(4) その他	<ul style="list-style-type: none"> 発行日決済取引についても、上記(3)と同様の取扱いとすることとします。 その他、所要の改正を行うものとします。 	<ul style="list-style-type: none">
3. 實施時期	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府令の施行日と同一日に施行します。 	

以 上